

令和6年度「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に定める 特定調達品目の追加及び判断基準・配慮事項見直し等の概要

1 過去の経過等

- 本県では、平成11年3月に「グリーン製品購入基本指針」（用度室所管）を制定し、環境配慮型製品の購入を推進してきた。
- 平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国の「環境配慮物品等調達の推進に関する基本方針」が示され、地方公共団体にも環境物品の調達方針作成の努力義務が規定された。
- 本県では、関係部局と調整の上、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、平成13年10月1日より施行している。
- 国の基本方針改正を踏まえ、令和6年度は以下のとおり県基本方針の見直しを行う。

2 県基本方針の見直しについて（案1）

令和6年度は、国の基本方針の改正内容に準じて基本方針本文及び判断基準等の見直しを行うこととする。

(1) 変更概要

ア 品目数

○令和5年度品目数 25分野 294品目 (国：22分野 287品目)

○令和6年度品目数 25分野 294品目 (国：22分野 287品目)

20品目判断基準・配慮事項等見直し

イ 見直し内容（主な内容）

分野等	見直しを行う品目等	見直し内容
1 用紙類	塗工されていない印刷用紙	・総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し（古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定等。白色度は、古紙パルプとバージンパルプの配合率に応じた基準値に基づき最大15点を加点する変更。 *配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。
	塗工されている印刷用紙	・総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し（古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定等。） *配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。
3 文具類	布製粘着テープ	・ラミネート層の扱いについて修正
7 画像機器等	コピー機	・判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了
	複合機	・判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了
	拡張性のあるデジタルコピー機	・判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了

	プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 ・対象範囲の拡大（5,000ルーメン以上の製品を追加） ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加等
9 オフィス機器等	シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 ・特定の化学物質の使用の制限を配慮事項から判断の基準に格上げ ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	電子式卓上計算機	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加
1 1 家電製品	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更するとともに、1年間の経過措置を設定
1 3 温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	ガス温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・ハイブリッド給湯器を対象に追加 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	石油温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	ガス調理機器	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
1 4 照明	LEDを光源とした内照式表示灯	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
1 5 公用車等	乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ・燃費基準値の変更（ハイブリッド自動車は2030年度基準70%達成レベルへ引き上げ） ・カーエアコン冷媒に係る配慮事項（GWP150以下）を判断の基準に格上げるとともに、2026年度（令和8年度）未までの経過措置を設定
	小形貨物車	<ul style="list-style-type: none"> ・燃費基準値の変更（2022年度基準90%達成レベルへ引き上げ）
2 4 公共工事	断熱サッシ・ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称改正に伴い、配慮事項を見直し
	自動水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・工業会からいただいた意見を踏まえ、節水効果の向上を図るため、判断の基準等を見直し
2 5 役務	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食器は可能な限り修繕、再生利用が行われることを配慮事項に追加

<参考1> 県独自の分野・品目一覧表

分野	品目	設定理由
(2 納入印刷物)	納入印刷物	<県独自分野> 国では役務分野として設定。 納入印刷物については、当県の財務会計上、物品扱いとしている。
(3 文具類)	クリアフォルダー	再生材の利用促進
	紙製つづりひも	県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。
4 雑貨類	ペーパータオル	<県独自分野> ペーパータオル、キッチンペーパーは、県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。 その他も、生産材料等の使用について定めており、再生材料の利用推進に資するため。
	キッチンペーパー	
	布製バック	
	紙ひも	
	水切り袋	
	トイレットペーパー ティッシュペーパー	
6 木製受注家具	木製受注家具	<県独自分野> 県産材の積極的な利用促進に資するため。
(20 設備)	風力発電システム	導入推進に係る環境配慮。

* 分野内（ ）は国の基本方針と同じ分野

<参考2> 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針の見直し状況等

H11.3	「グリーン製品購入基本指針」策定（用度室）	
H13.10.1	15 分野 103 品目	地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定
H14.4.1	16 分野 169 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H15.4.1	18 分野 194 品目	
H16.4.1	19 分野 218 品目	
H17.4.1	20 分野 221 品目	
H18.4.1	20 分野 228 品目	
H19.4.1	20 分野 235 品目	
H20.4.1	21 分野 250 品目	
H21.4.1	22 分野 259 品目	
H22.4.1	22 分野 271 品目	
H23.4.1	22 分野 265 品目	
H24.4.1	22 分野 265 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H25.4.1	22 分野 270 品目	
H26.4.1	22 分野 271 品目	
H27.4.1	24 分野 277 品目	
H28.4.1	24 分野 277 品目	
H29.4.1	24 分野 281 品目	
H30.4.1	24 分野 282 品目	国の基本方針による見直しの他、県独自に定めた品目についても見直しを実施
H31.4.1	24 分野 283 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R2.4.1	25 分野 282 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R3.4.1	25 分野 289 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R4.4.1	25 分野 292 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R5.4.1	25 分野 294 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施

3 令和6年度環境物品等調達方針及び調達目標の策定について（案2）

毎年度、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて、「環境物品等調達方針及び調達目標」を策定し、物品等の調達を実施している。

令和6年度については別添のとおりとし、令和5年度と同様の目標とする。

なお、2段階の判断の基準を設けた品目の実績は、基準値2を満たしているものを集計するものとする。

（参考）環境物品等の令和3年度、令和4年度調達実績及び令和5年度調達目標

品目	R3 実績	R4 実績	R5 目標
1 用紙類	99.73%	99.85%	100%
2 納入印刷物	88.52%	88.75%	100%
3 文具類	98.93%	98.43%	100%
4 雑貨類	99.48%	99.66%	100%
5 オフィス家具等	99.17%	99.28%	100%
6 木製受注家具	100.00%	100.00%	100%
7 画像機器等（H27～）	99.26%	100.00%	100%
8 電子計算機等（H27～）	99.84%	98.86%	100%
9 オフィス機器等（H27～）	100.00%	99.85%	100%
10 携帯電話等（H27～）	100.00%	100.00%	100%
11 家電製品	100.00%	100.00%	100%
12 エアコンディショナー等	100.00%	100.00%	100%
13 温水器等	93.72%	100.00%	100%
14 照明	99.73%	100.00%	100%
15 公用車等	84.28%	97.91%	100%
16 消火器	100.00%	100.00%	100%
17 制服・作業服	99.46%	99.51%	100%
18 インテリア・寝装	99.98%	97.84%	100%
19 作業用手袋	99.61%	99.93%	100%
20 その他の繊維製品	93.24%	90.60%	100%
21 防災備蓄用品	100.00%	100.00%	100%
22 ごみ袋等	98.32%	99.02%	100%

※公用車（台数ベース）を除いた分野は、金額ベース（環境基準適合物品購入額÷特定調達品目購入額）で算定

※数値目標は基本方針に定めている25分野のうち、物品に関わる22分野のみ設定（いずれも100%）。